

要支援者に対する介護保険サービスの継続と利用料の1割負担堅持を求める意見書

平成12年度にスタートした介護保険制度は、介護を家族だけの負担から社会で支える仕組みに転換するもので、我が国の介護の在り方を根本的に変える出来事であった。その後10数年を経た現在、超高齢社会になくてはならない制度として定着し、多くの高齢者が利用し、その役割はますます重大なものとなっている。

しかし、今般、厚生労働省から介護保険制度維持を名目に、要支援者の介護給付抑制と一定以上の所得者の利用料負担増が提示された。

厚生労働省研究班の最新の調査により、適切なケアが受けられないと、5年後にその半数が認知症になる可能性のある「軽度認知障害」の人が400万人と発表された。要支援者の介護給付抑制は、この人々を全国一律のサービスから市町村任せにしようとするもので、サービス向上はおろか現行水準の維持すら不透明である。認知症の場合、軽度といわれる初期こそ医療のみならず介護の専門職の適切なケアが必要かつ重要であり、その重度化を防ぐことができる。

介護保険制度は、超高齢社会の命綱であり、信頼に足る制度として機能することを願い、下記項目について、国に対し強く求める。

記

- 1 要支援者への介護サービスを市町村に委ねるのではなく、今迄どおり介護保険給付で行うこと。
- 2 介護保険利用の自己負担割合は、現行どおり1割負担を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月12日

大和高田市議会